

特定非営利活動法人の手続等に係る条例及び規則の 一部改正について

1 趣旨

令和3年11月に設置された国のデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（デジタル原則）が策定され、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証が進められてきました。

こうした国の動きを踏まえ、本市においても条例等の点検・見直しに取り組んでおり、デジタル社会に適合した規定となるよう本市条例及び規則の一部を改正します。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立に伴い、関係条文を改正します。

2 改正対象

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例
- (2) 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則
- (3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例
- (4) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手續等に関する条例施行規則

3 改正の概要

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例

特定非営利活動法人（NPO法人）が横浜市に対して行う提出・届出及び横浜市が市民に対して行う情報公開について、電子情報処理組織を使用する方法等により行うことができるよう、条文を追加します。

- (2) 特定非営利活動促進法施行条例等施行規則

ア 縦覧の日時変更の案内方法について、「ウェブサイトへの掲載」を追加します。

イ NPO法人が横浜市へ行う提出・届出や横浜市が行う情報公開等について、オンラインで行う場合は、「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」の例による旨を新たに規定します。

ウ 磁気ディスク等、特定の記録媒体の使用を定める規定から、他の記録媒体やクラウドサービス等の利用の許容を明確にするため「電磁的記録媒体」という表現へ変更します。

エ NPO法人が電磁的記録による情報公開を行う場合の方法として、「インターネットを利用する方法」を追加します。

裏面あり

(3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例

ア 指定特定非営利活動法人が市民に対して行う情報公開について、電磁的記録により行うことができるよう、条文を追加します。

イ 第6条第1号ウ中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

ウ その他文言の整備を行います。

(4) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則

ア 縦覧の日時変更の案内方法について、「ウェブサイトへの掲載」を追加します。

イ 指定NPO法人が行う情報公開等について、電磁的記録により行う場合の方法を規定します。

4 参考

(1) 手続の実施方法

ア NPO法人が横浜市に対して行う提出・届出

現行	改正後
書面	書面、インターネット

イ 指定NPO法人が市民に対して行う情報公開

現行	改正後
書面	書面、インターネット、事務所に備え置くパソコンで閲覧 等

ウ 横浜市が市民に対して行う情報公開

現行	改正後
書面	書面、インターネット

(2) スケジュール

令和7年5月1日 改正・施行予定

なお、指定基準条例の刑法改正に伴う改正規定は令和7年6月1日（改正法の施行日と同日）

NPO法人の申請・届出等の手続がオンラインで出来るようになります！

横浜市所管のNPO法人の皆様は、内閣府NPO法人ポータルサイト内で、申請・届出等の手続をオンライン上で行うことができる「ウェブ報告システム」が利用できるようになりました。
※従来通り、書面(郵送・提出BOXへ投函)による提出も可能です。

ウェブ報告システムでできること

▶ オンラインでの申請・届出等の手続

これまで書面で行ってきた申請・届出等についてウェブサイトを通じてオンラインで入力・提出できるようになります。

※一部の手続では、原本の送付等が必要な場合があります。

▶ 申請・届出等履歴の管理

ウェブ報告システムで提出した書類は、システム内に保存され、提出日で管理できます。前年度や変更前の書類を複製して新たな書類を効率的に作成できます。

▶ アカウントの管理

法人内における複数アカウントの登録や代理人・支援者(行政書士等)が手続きを行う場合に、利用アカウントを付与することができます。

閲覧者アカウントにより閲覧対応をオンラインで行うことができます。

▶ 問い合わせ機能

システムの操作について、サポートデスクへの問い合わせができます。

対象の手続

・設立の認証申請 ・定款の変更認証申請 ・事業報告書等の提出 ・役員の変更届出 等

利用方法

手続きを始めるには、内閣府NPO法人ポータルサイトへのアカウント登録が必要です。 詳細については、同ポータルサイトをご確認ください。

※GビスIDプライム・メンバー アカウントをお持ちの方は、同ポータルサイトでアカウントを作成せずにログインすることができます。

«内閣府NPO法人ポータルサイトURL»

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation>

【システム操作に関するお問い合わせ】

内閣府サポートデスク

電話 0120-876-531

受付時間 平日9:30~18:15(12:00~13:00を除く)

【手続に関するお問い合わせ】

横浜市 市民局市民協働推進課 NPO法人担当

電話 045-671-4737

受付時間 平日8:45~17:15